

天城町農業委員会 9 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 9 月 16 日 (火) 13 時 40 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 15 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	平野 勝哉
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	上松 初美
4	松原上区	麓 福太郎	14	大津川	寶山 照助
5	前野	池上 雄二	15	瀬滝	奥 好生
			16	瀬滝	吉川 貴也
8	浅間	元田 秀満	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞山 博一	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	永井 学			

2 欠席委員

6 番 小林 耕作

7 番 勝尾 真一

17 番 岩元 聡

5 事務局 2 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	廻 美沙	2	係長	中山 一輝

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 17 号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第 18 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 19 号 農地法第 5 条許可申請について

(3) 報告事項等

- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和7年9月16日(火) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつ
をお願いいたします。

(仲会長) 仲会長のあいさつ
(会長あいさつ後、定例総会に入る。)

本日の定例総会に、小林委員、勝尾委員、岩元委員から欠
席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は16人であります。過半数以上の出
席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和7年9月天城町農業委員会定例総会を開会
します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、
前田委員、若山委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第17号 天城町農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号58番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、申請番号58番に対する担当委員の調査報告を求めます。

永井委員、貞山委員、お願いします。

貞山委員 はい、申請番号58番について説明します。場所は参考資料の1ページをご覧ください。申請人の牛舎の東側になりま

す。境界等もはっきりしていて何ら問題にないと思います。
皆様のご審議をよろしくお願いします。

永井委員、補足説明はありませんか。

永井委員 ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号５８番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

賛成多数。

よって、申請番号５８番については、審議の結果、これを
認めることに決定しました。

この議案は、許可意見として町に答申します。

日程第４ 議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請につい
てを議題とします。

事務局に申請番号５９番から７１番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。
また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号５９番について、担当委員の調査報告を求めます。
麓委員お願いします。

麓委員

申請番号５９番について説明します。譲渡人、譲受人の縁故関係はありません。場所は参考資料２ページをご覧ください。岡前小学校から海の方へおりていくと、四つ角があって左に曲がって右に入っていた所にあります。畑総も入っていて境界もはっきりしてます。何ら問題はないと思います。皆さんのご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号５９番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

賛成多数。

よって、申請番号５９番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号６０番について、担当委員の調査報告を求めます。

上松委員お願いします。

上松委員

申請番号６０番について説明いたします。参考資料３ページをご覧ください。譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。対象地は兼久集落の中央の県道とＫ宅に隣接しています。平成２０年度に国土調査を実施しまして境界も明確で問題はないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号６０番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号６０番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次の審議に入る前に、吉川委員の退室を求めます。

（吉川委員、退室）

それでは、申請番号61番について、担当委員の調査報告を求めます。

宝山委員お願いします。

宝山委員

はい、申請番号61番について説明します。譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。場所は参考資料の4ページの方をご覧ください。場所がですね、瀬滝構造改善センターから西側に行きますと高釣と瀬滝の方に行く農道がありますが、その集落の畑総の真ん中に共同墓地がございます。そのとなりでして、畑総も入っておりますので境界もしっかりしているところでございます。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号61番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号61番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

吉川委員の入室を認めます。

（吉川委員入室）

次の審議に入る前に、政委員の退室を求めます。

（政委員、退室）

それでは、申請番号６２番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員お願いします。

中島委員

はい、申請番号６２番について説明いたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料の５ページをご覧ください。松原に向かって行くところにコインランドリーがあるんですが、そちらを進みますと坂の手前をですね海のほうに１００ｍくらい進みますと申請地になります。この場所は数年前から譲受人のほうが小作をしてまして今回、譲渡人のほうが農業できる状態ではなく施設に入所しており今回の申請となりました。境界の方はまわり畑総が入っていませんが境界をソテツで仕切られていてははっきりしています。何ら問題はないと思いますが皆様のご審議お願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これで質議を終わります。

これから、申請番号６２番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号６２番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号６３番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員お願いします。

中島委員

はい、申請番号６３番について説明いたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料の６ページをご覧ください。永マタ２筆が松原袋を山手のほうにいきますと天寿園のほうに向かう農道があるんですが、それを天寿園方面に向かいますと右側の畑の下がった畑になります。これと松原袋３３８７－１、これは松原袋の第二みなと橋を宝土集落へ川沿いの海側にいきますと右手のほうになります。向かい側にあるのがＳさんの牛舎になります。こちらも数年前から中間管理事業で契約してまして何ら問題ないと思います。皆さんの審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号63番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号63番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号64番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員をお願いします。

中島委員

申請番号64番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。場所は参考資料の6ページをご覧ください。松原のみなと川橋を松原神社の方にいきますと、手前に水くみ場があるんですけど、そちらを北側にいった左手の畑になります。この畑はですね今まで譲受人の父がやってまして、息子さんが数カ月前に帰ってきてまして今一緒に農業をかんばっている所です。畑総地区なので境界もはっきりしているなので問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願い

いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号64番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号64番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

政委員の入室を認めます。

（政委員入室）

次に、申請番号65番について、担当委員の調査報告を求めます。

永井委員お願いします。

永井委員

申請番号65番について説明します。譲渡人と譲受人の縁故関係はございません。参考資料1ページをお願いします。現在、譲受人のほうがさとうきびを作っているみたいです。畑総も入っていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号６５番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号６５番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号６６番について、担当委員の調査報告を求めます。

前田委員をお願いします。

前田委員

申請番号６６番について説明いたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はいとこになります。場所は参考資料７ページをお願いします。ウシリの３筆は与名間灯台に行く途中にあります。白井田という所は与名間分校の北側にあり、参考資料の航空写真では建物が建ってる様に見えますが、現地確認をしたところ更地になっていて資材置き場になっております。いずれ家庭菜園をする予定でいるようです。何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号６６番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号６６番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号６７番について、担当委員の調査報告を求めます。

平野委員お願いします。

平野委員

申請番号６７番について説明します。譲渡人と譲受人は譲受人の父親と譲渡人が兄弟になります。参考資料は３ページをご覧ください。兼久郵便局から西側に１００ｍ進んだ南側が牧鼻になります。境界線もしっかりしていて現在さとうきびを植えています。何ら問題ないと思います。鮎田のほうなんですけど、参考資料の８ページをご覧ください。真瀬名の南国葬祭のほうから２ｋｍ弱行ったところに兼久に抜ける道がありましてそこを入れていって山手の東側の３枚畑になります。境界もはっきりしてさとうきびが植えられています。

何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い
します。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号６７番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願い
します。

賛成多数。

よって、申請番号６７番は、審議の結果、これを認めるこ
とに決定しました。

次に、申請番号６８番について、担当委員の調査報告を求
めます。

平野委員お願いします。

平野委員

申請番号６８番について説明します。譲渡人と譲受人は譲
渡人の姉の子供になります。先ほどの６７番に付け足すんで
すけど土地を交換して息子に譲るという形になっておりま
す。場所が参考資料の９ページをご覧ください。兼久のゴル
フ場から入って行って突きあたりにＴさんのハウスがありま
す。そこの北側になります。今この瀬田の７aぐらいなんで

すけど、ここは山というか何も植えられる状態じゃないですけど原野でみかんの木が植えられています。段々畑に見えるはげている所なんですけど、最近植えたみかんの木もあって亀津から通うのが厳しいということで交換という形をとったみたいです。面積が合わない部分はお金を出して買う予定になってるそうです。みかんの木が植えられている所は今回原野になってるそうです。問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

奥委員

会長、ここに他の方の名義で4反ぐらいあるんですけどMさんともめたりしてるんですよ。Mさんの父親が山を削ってバナナを植えたりしてどいて貰ったりしてるんですけど、ややこしいところなんでちょっと厳しいですよ。今のところは。

平野委員

原野のところも怪しいということですか。

奥委員

申請人以外の原野が4反あって、ハウスがありますでしょう。そこのちょっとさきに門扉作ってあるでしょう。そこから先が他の方の原野なわけよ。Mさんが勝手に道をとってあるわけよ。

平野委員

Mさんの場所は7aところだけっていうこと。

奥委員

そこには他の人の土地もあるんだけど。ややこしい所で。

平野委員 そこまでは聞いてませんでした。難しいかもですね。

会長 境界がしっかりしてからじゃないと難しいかもね。

平野委員 本人はうちの親父の親父の代から牛を離して飼っていた。
という話を聞いたから。

奥委員 申し訳ないけど保留で、境界とか確認したいんで。

仲会長 この件に関しては土地の境界がはっきりしないので却下と
いうことで

申請番号６８番について却下としたいと思います。よろし
いでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号６８番は、審議の結果、却下することに
決定しました。

次に、申請番号６９番について、担当委員の調査報告を求
めます。

若山委員お願いします。

若山委員 申請番号６９番について説明します。譲渡人と譲受人の縁
故関係はありません。参考資料は１０ページになります。兼

久小学校の西側になります。畑総も入っていて境界もはっきりしています。現在、牛の草が植えられているようです。特に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号６９番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号６９番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号７０番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員をお願いします。

中島委員

申請番号７０番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料の１１ページ。松原のみなと橋から東川山手の方に道なりに３００ｍぐらいいきますとカーブがあって右側の下がった畑になります。

この畑が道路から２ｍくらい下がっていて譲渡人のほうが現

在キビをずっと作っていて境界等も畑総は入ってないですが
しっかりしています。皆様のご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号70番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

賛成多数。

よって、申請番号70番は、審議の結果、これを認めるこ
とに決定しました。

次に、申請番号71番について、担当委員の調査報告を求
めます。

元田委員お願いします。

元田委員

申請番号71番について説明いたします。譲渡人と譲受人
は縁故関係にあります。場所は参考資料の12ページになり
ます。天城石油の横に農面道があります。その農面道をです
ね。当部の方に向かっていきますと農協の選果市場がありま
すよね。選果場のとなりを左手になりますが山小屋がありま
して、そのとなりに二か所ほど天城集落のため池があります

けども、二つ目のため池の横のほうの道を山手のほうに上っていきますと旧天城ゴルフ場がありますけども現在は太陽光パネルの設置をしてございます。その隣になります。先月の8月の下旬ころに本人と立会いをしたところ境界等もはっきりしており何ら問題ないと思います。皆様の審議お願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号71番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号71番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号72番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
中島委員、政委員、お願いします。

中島委員 はい、申請番号72番について説明いたします。場所は参考資料の11ページをお願いします。前も申請に出たと思いますが今回、地権者のかたがたの承認が得られましたので今回の申請になりました。何ら問題はないと思いますが皆さまのご審議をお願いします。

政委員、補足説明はありませんか。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号72番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号72番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第6 諸報告を行います。お手元に配布してありますので、お目通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。
協議事項等ありませんか。

(協議)

事務局より連絡等ありませんか。

- ・ 農地申告について
- ・ 農地利用最適化推進会議について
- ・ 農地利用アンケートについて

次回の定例総会は、10月15日、水曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和7年9月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 20 分